

○多久市体育施設ネーミングライツ事業実施要綱

令和 8 年 3 月 3 1 日

教委告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、多久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する体育施設に対する命名権を付与することにより、愛称が命名された当該施設の更なる魅力及びサービスの向上に資するとともに、新たな自主財源の確保を図るためのネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 法人又は法人以外の団体で構成される団体等の事業者をいう。
- (2) 命名権 教育委員会が所管する体育施設の愛称を決定する権利をいう。
- (3) 命名権料 命名権の対価として事業者より支払われる金銭、物品の納入及び役務の提供をいう。
- (4) 命名権者 命名権を付与された事業者をいう。
- (5) 愛称 命名権者が命名した名称をいう。
- (6) ネーミングライツ事業 命名権者から、命名権料を得て、体育施設の運営及び維持管理並びにスポーツの振興に要する費用の一部に充てる事業をいう。

(対象施設)

第 3 条 ネーミングライツ事業の対象となる施設は、多久市体育施設条例（平成 2 8 年多久市条例第 2 9 号）第 2 条に規定する体育施設及び多久市グリーンパーク（以下「体育施設」という。）とする。ただし、教育長がネーミングライツ事業にふさわしくないと認める体育施設は対象外とする。

(基本原則)

第 4 条 ネーミングライツ事業は、体育施設の本来の目的に支障を生じさせないように実施するとともに、対象となる体育施設の公共性を考慮し、社会的

な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならないものとする。

2 教育委員会は、ネーミングライツ事業を導入した体育施設について、愛称を使用するものとする。ただし、市の条例に定める体育施設の名称については変更しないものとし、必要に応じて、愛称ではなく市の条例に定める体育施設の名称を使用することができるものとする。

3 命名権者は、命名権を他者に譲渡し、又は貸与することはできない。

(応募資格)

第5条 ネーミングライツ事業への応募資格を有する事業者は、次の各号のいずれにも該当しない事業者とする。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反した事業者
- (2) 市から指名停止措置等を受けている事業者
- (3) 市税等（国税及び県税を含む。）を滞納している事業者
- (4) 多久市暴力団排除条例（平成24年多久市条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当する事業者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する事業等を営む事業者
- (6) 消費者金融に係る事業者
- (7) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている事業者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている事業者
- (9) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされている事業者
- (10) 市の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある事業者

(11) その他教育長が適当でないと認める事業者

(愛称の表記範囲)

第6条 ネーミングライツ事業により、事業者が表記する愛称は、市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等の規定に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- (4) 社会問題等の主義、主張等に係るもの
- (5) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- (6) 求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
- (7) 市政運営に支障を及ぼし、市の信用又は品位を害するおそれのあるもの
- (8) 人権を侵害し、差別を助長するおそれのあるもの
- (9) 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- (10) 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれのある組織の利益になると認められるもの
- (11) その他体育施設に表記する愛称として適当でないと教育長が認めるもの

(命名権の付与期間)

第7条 命名権を付与する期間は、原則として、3年間以上5年間以内とする。
ただし、教育長が特に認めるときは、別に定めることができる。

(募集)

第8条 教育長は、ネーミングライツ事業の実施に当たっては、命名権料その他ネーミングライツ事業に必要な事項について、対象施設毎に募集要項を定め、市ホームページ、広報紙等への掲載等により広く募集するものとする。

(応募の申請)

第9条 ネーミングライツ事業に応募しようとする事業者（以下「応募者」という。）は、多久市体育施設ネーミングライツ事業応募申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、教育長に提出するものとする。

- (1) 多久市体育施設ネーミングライツ事業応募資格に係る誓約書（様式第

2号)

- (2) 応募者の概要を記載した書類
- (3) 直近の事業年度の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）
- (4) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (5) 登記事項証明書
- (6) 印鑑証明書
- (7) その他教育長が必要と認めるもの

（審査委員会）

第10条 次に掲げる事項について審査するため、多久市体育施設ネーミングライツ審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 対象施設、最低希望年額、契約期間等公募を行う内容に関する事。
- (2) 応募者、愛称及び命名権料の適否に関する事。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、ネーミングライツ事業の実施のために必要と認められる事項

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、教育振興課長をもってこれに充てる。
- 4 委員は、市の職員をもって組織する。
- 5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が委員長の職を代理する。
- 7 委員会の庶務は、教育振興課において処理する。

（委員会の会議）

第11条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じ招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(審査)

第12条 委員会は、次の各号に掲げる項目について、別に定める募集要項に基づき審査するものとする。この場合において、応募者が1者の場合も同様とする。

- (1) 応募者の適格性
- (2) 愛称
- (3) 命名権料
- (4) その他教育長が必要と認めるもの

(決定及び通知)

第13条 教育長は、委員会の審査の内容及び結果を踏まえ、命名権付与の採否を決定するものとする。

2 教育長は、前項の規定により採用を決定したときは、多久市体育施設ネーミングライツ事業命名権者採用決定通知書（様式第3号）により、応募者に通知するものとする。

3 教育長は、第1項の規定により不採用を決定したときは多久市体育施設ネーミングライツ事業命名権者不採用決定通知書（様式第4号）により、応募者に通知するものとする。

(契約)

第14条 市長は、前条第1項の規定により教育長が採用を決定した命名権者と、ネーミングライツ事業に関する契約を締結するものとする。

(命名権料の納入等)

第15条 命名権者は、命名権料の納入を金銭で行う場合は、教育長が指定する期日までに、年度ごとに一括で納入しなければならない。

2 命名権者は、命名権料の納入を物品の納入又は役務の提供で行う場合は、契約後速やかに教育長と協議し、当該協議により決定した日までに行うものとする。

3 教育長は、特に必要と認めるときは、命名権者と協議の上、命名権料の納入について別に定めることができる。

(命名権の取消し)

第16条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、命名権の付与を取り消すことができる。

- (1) 指定した期日までに命名権料の納入がないとき。
- (2) 命名権者が、法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反し、又はそのおそれがあると教育長が認めるとき。
- (3) 命名権者の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

2 教育長は、前項の規定により命名権の付与を取り消したときは、多久市体育施設ネーミングライツ事業採用取消通知書（様式第5号）により命名権者に通知するものとする。

（契約の解除）

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 命名権者の都合により、ネーミングライツ事業の継続が困難な場合に契約の解除の申し出があったとき。
- (2) 前条第1項の規定により、命名権の付与が取り消されたとき。

2 命名権者は、前項第1号の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、多久市体育施設ネーミングライツ事業契約解除申出書（様式第6号）を、市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により契約を解除した場合は、多久市体育施設ネーミングライツ事業契約解除通知書（様式第7号）により命名権者に通知するものとする。

（命名権料の返還）

第18条 前条第1項の規定により、契約を解除した場合は、既に納入された命名権料は、返還しない。ただし、命名権者の責めに帰さない理由により契約を解除したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により命名権料を返還するときは、納入された命名権料から契約解除を行うまでの期間（1月に満たないときは1月とする。）分の命名権料を差し引いて返還するものとし、命名権料の納入を受けてから還

付するまでの期間に対する利息は付さないものとする。ただし、納入された命名権料が物品の納入又は役務の提供である場合は、市長は、命名権者と協議の上、返還の可否及び額について決定するものとする。

（費用負担）

第 19 条 教育長は、ネーミングライツ事業の実施に当たり、市ホームページ、市広報紙等の掲載に係る経費及び募集要項に定める費用を負担し、その他の経費については、命名権者が負担するものとする。

2 契約期間満了及び契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とする。

（愛称変更の禁止）

第 20 条 命名権を付与する期間内における愛称の変更は禁止とする。ただし、教育長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 教育長は、前項ただし書の場合においては、変更の可否について命名権者と協議することとする。

（指定管理者との協議）

第 21 条 指定管理者制度導入施設については、愛称の使用に関して、教育長、指定管理者及び命名権者との間で、必要な事項について、協議するものとする。

（佐賀県屋外広告物条例等の遵守）

第 22 条 命名権者は、施設等への愛称の表記については、佐賀県屋外広告物条例（昭和 39 年佐賀県条例第 43 号）の規定を遵守しなければならない。

（その他）

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

年 月 日

多久市教育委員会 教育長 様

事業者
住所（所在地）
氏名（会社、団体名及び代表者名）

多久市体育施設ネーミングライツ事業応募申請書

下記のとおり、多久市体育施設ネーミングライツ事業実施要綱第9条に基づき関係書類を添えて申請します。

記

対象施設名	
愛称案 (よみがな)	()
希望契約金額等	【金銭】 円（年額） ※ 消費税及び地方消費税を含む
	【金銭以外の内容】(物品の納入及び役務の提供の場合は、物品名、役務名、金銭換算金額等を記入すること。) 物品・役務名 金銭換算金額 円（年額） ※ 消費税及び地方消費税を含む
希望契約期間	年 月 日から 年 月 日まで (年間)

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

多久市教育委員会 教育長 様

事業者

住所（所在地）

氏名（会社、団体名及び代表者名）

多久市体育施設ネーミングライツ事業応募資格に係る誓約書

多久市体育施設ネーミングライツ事業の応募申請に当たり、多久市多久市体育施設ネーミングライツ事業実施要綱第5条の規定による応募資格を満たしていることを誓約します。

この誓約が事実と相違することが判明した場合は、多久市が行う一切の措置について、異議の申立ては行いません。

様式第3号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

多久市教育委員会
教育長

多久市体育施設ネーミングライツ事業命名権者採用決定通知書

年 月 日付けで申請のあった多久市体育施設ネーミングライツ事業について、次のとおりネーミングライツ事業命名権者に決定しましたので、多久市体育施設ネーミングライツ事業実施要綱第13条第2項の規定により通知します。

施設等の正式名称	
愛称 (よみがな)	
命名権料	
命名権付与期間	年 月 日から 年 月 日まで (年間)

様式第4号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

多久市教育委員会
教育長

多久市体育施設ネーミングライツ事業命名権者不採用決定通知書

年 月 日付けで申請のあった多久市体育施設ネーミングライツ事業について、次のとおり不採用となりましたので、多久市体育施設ネーミングライツ事業実施要綱第13条第3項の規定により通知します。

施設等の正式名称	
不採用理由	

様式第 5 号（第 1 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

多久市教育委員会
教育長

多久市体育施設ネーミングライツ事業採用取消通知書

年 月 日付け 第 号で採用の決定をした多久市
体育施設ネーミングライツ事業については、次の理由により、採用を取り消しましたの
で、多久市体育施設ネーミングライツ事業実施要綱第 1 6 条第 2 項の規定により通知し
ます。

施 設 の 名 称	
取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由	

様式第 6 号（第 1 7 条関係）

年 月 日

多久市長 様

命名権者
住所（所在地）
氏名（会社、団体名及び代表者名）

多久市体育施設ネーミングライツ事業契約解除申出書

多久市体育施設ネーミングライツ事業実施要綱第 1 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおりネーミングライツ事業の契約解除を申し出ます。

対象施設名	
愛 称 (よみがな)	()
契約金額等	【金銭】 円（年額） ※ 消費税及び地方消費税を含む
	【金銭以外の内容】（物品の納入及び役務の提供の場合は、物品名、役務名、金銭換算金額等を記入する。） 物品・役務名 金銭換算金額 円（年額） ※ 消費税及び地方消費税を含む
命名権付与期間	年 月 日から 年 月 日まで (年間)
契約解除の理由	

様式第 7 号（第 1 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

多久市長

多久市体育施設ネーミングライツ事業契約解除通知書

年 月 日付け 第 号で採用の決定をした多久市
体育施設ネーミングライツ事業については、次の理由により、契約を解除しましたので、
多久市体育施設ネーミングライツ事業実施要綱第 1 7 条第 3 項の規定により通知します。

施 設 の 名 称	
契約解除年月日	年 月 日
契約解除理由	
原状回復期限	年 月 日

様式第 1 号（第 9 条関係）

様式第 2 号（第 9 条関係）

様式第 3 号（第 1 3 条関係）

様式第 4 号（第 1 3 条関係）

様式第 5 号（第 1 6 条関係）

様式第 6 号（第 1 7 条関係）

様式第 7 号（第 1 7 条関係）